

県南広域振興局長告示第105号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年11月17日

県南広域振興局長 小 島 純

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370501702	一般社団法人恵幸会	ヘルパーステーションくる花巻	花巻市野田351番地1	令和5年11月20日